



大阪府認定リサイクル製品 認定証

大阪市住之江区南港東3-1-2

株式会社 三和

代表取締役 共田 義夫 様

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

令和5年3月1日

大阪府知事 吉村 洋文



品 目 名	9 土木・建築用製品（埋戻材）
認定番号・製品名	221047 流動化処理土（ソイルモルタル） 221048 流動化処理土（スラリーモルタル） 221049 再生改良土（20mm アンダー） 221050 再生砂（20mm アンダー） 221051 再生砂（洗浄 10mm アンダー） 221052 再生砂利（洗浄 5～10mm）
認定の区分	第1区分
認定の有効期限	令和5年3月1日から令和8年2月28日まで
認定証の書換えの履歴	平成22年10月1日 初回認定（以後継続認定）

- (注意) 1. 認定要領第10条第1項に該当する場合は、認定の効力を失効します。
2. 認定を受けた者は認定要領第11条第1項から第3項に掲げる責務を遵守すること。